

最低工賃の改正決定に関する公示

岩手労働局最低工賃公示第1号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、岩手県既製洋服製造業最低工賃（令和4年岩手労働局最低工賃公示第1号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和8年3月31日

岩手労働局長 白石 好春

岩手県既製洋服製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 岩手県の区域内で女子・男子既製洋服製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

(1) 女子既製洋服製造業に係るまとめの業務 次の表の工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

工 程	規 格	金 額			
		単 位	ワンピース 又は ブラウス	ジャケット 又は コート	スカート 又は スラックス
見返し端まつり(千鳥)	針目が3cm間隔に6針以上	1か所につき		12円	
星入れ	針目が3cm間隔に3針以上	10cmにつき	17円	17円	
裾まつり	針目が3cm間隔に4針以上	10cmにつき	11円	11円	10円
スナップ付け	スナップの大きさ共通	1組につき	24円	24円	24円
かぎホック付け	ウエスト用	1組につき			22円
	ウエスト用以外	1組につき	24円	24円	24円
玉縁ボタンホール	見返しまつり3.5cm以内	1個につき	16円	16円	
かんぬき止め	スリット、箱ポケット	1か所につき	7円		
ボタン付け	根巻きなし	1個につき	9円	12円	8円
	根巻きあり	1個につき	11円	13円	10円
	カボタン付き、根巻きあり	1個につき	13円	14円	13円
鎖糸ループ付け	糸ループの長さ共通	1か所につき	7円	7円	7円
ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき	8円	8円	8円
セツパ止め	3針以上	1か所につき	4円	4円	4円
プリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき	8円	8円	8円
肩パット付け		1組につき	33円	33円	
糸くず取り		1枚につき	27円	27円	18円

(2) 男子既製洋服製造業に係るまとめの業務 次の表の工程欄及び規格欄の区分に応

じ、金額欄に掲げる金額

工 程	規 格	金 額		
		単 位	背広上衣、ジャケット 又は コート	ズボン
上襟付けまつり	針目が3cm 間隔に6針以上	1枚(30cm)につき	45円	
下襟からげまつり	針目が3cm 間隔に6針以上	1枚(10cm)につき	30円	
袖付け裏まつり	針目が3cm 間隔に9針以上	1枚(60cm×2)につ き	187円	
袖口裏まつり	針目が3cm 間隔に9針以上	1枚(32cm×2)につ き	80円	
前裏裾まつり	針目が3cm 間隔に5針以上	1枚(30cm×2)につ き	69円	
見返し奥星入れ	針目が3cm 間隔に4針以上	1枚(70cm×2)につ き	175円	
見返し7mm 星入れ	針目が3cm 間隔に4針以上	1枚(45cm×2)につ き	107円	
背裏鎖止め	鎖糸ループの長さ1cm	1枚につき	16円	
ベントまつり	針目が3cm 間隔に6針以上	10cm につき	21円	
ベント止め	2本糸で×印しつけ止め	1か所につき	11円	
ボタン付け	大ボタン(4つ穴)、根巻きあり	1個につき	17円	
	中ボタン(4つ穴)、根巻きあり	1個につき	13円	
	小ボタン(4つ穴)、根巻きなし	1個につき	11円	
	小ボタン、糸足つき根巻きあり	1個につき		13円
腰裏後端まつり	針目が3cm 間隔に 10 針以上	1本につき		12円
前立てまつり	針目が3cm 間隔に6針以上	1本につき		15円
天ぐ裏まつり		1本につき		15円
シックまつり		1本につき		28円
小股千鳥		1本につき		17円
内股千鳥		1本につき		21円
尻縫目千鳥		1本につき		16円
糸くず取り			1枚につき	34円

4 効力発生の日 令和8年6月1日